

羽曳野市水道局機器材承認の変更について

羽曳野市水道局では、平成 31 年度から使用する機器材の承認申請方法を変更します。

3 年毎に提出して頂いていた「承認申請書及び承認申請機器材一覧表等」の提出はなくなり、平成 31 年度からは『日本工業規格品、日本水道協会規格及びその他公の規格並びに羽曳野市水道機器材審査基準に適合した機器材』を使用することになりました。

また使用する機器材の形式は、3 月 1 日に本ホームページに掲載する予定です。